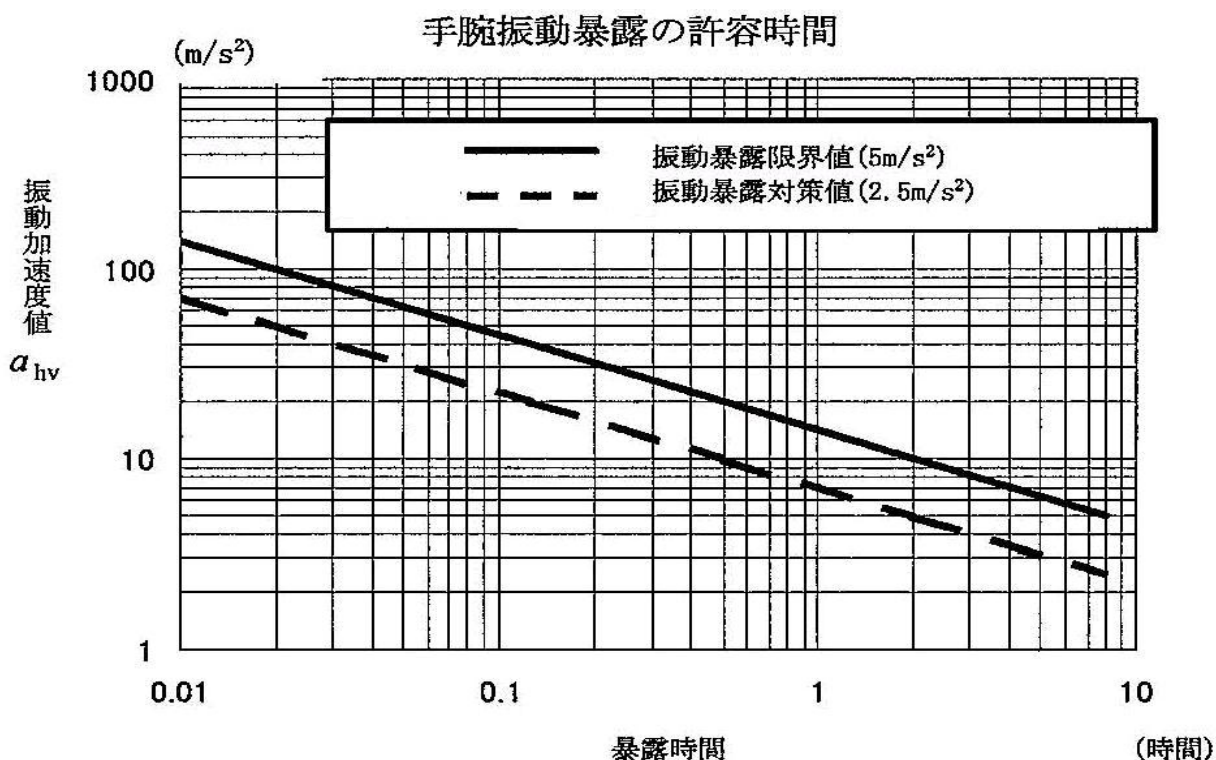


図 EUの物理要因(振動)指令に基づく対数グラフ



(3) 振動の大きさと日振動ばく露量

ア 表示される振動の強さと日振動ばく露量の関係

工具に表示される振動の強さに基づいて日振動ばく露量A(8)を求めるものとするのが適当である。

イ 振動の強さが一定未満の工具

1日のうちに当該工具と振動が強い工具とを併用して作業する場合には、日振動ばく露量A(8)の過小な見積もりを排除するため、当該工具の振動の強さを2.5 m/s²とみなして日振動ばく露量A(8)を求めるものとするのが適当である。

ウ 工具の保守管理

工具の整備点検等保守管理の状況によっては、工具の発する振動の強さが変化することがある。

振動ばく露に関する適切な作業管理を継続して行うためにも、工具の整備点検等適切な保守管理を行い、工具を良好な状態に維持することが重要である。

(4) その他の作業管理

ア 作業時間の抑制

日本産業衛生学会の許容基準では作業時間は1日4時間以下とすることが望